

資 料 提 供	
令和 8 年 9 月 11 日	
課 名	人 事 課
担 当	丸 石
直 通	(082) 513-2239
内 線	2 2 3 9

職 員 の 処 分 に つ い て

処 分 年 月 日		令和 8 年 9 月 11 日
被 処 分 者	所 属	総務局
	役 職	会計年度任用職員
	年 齢	58 歳
処 分 内 容		停職 4 月
処 分 理 由		当該職員は、令和 8 年 4 月 18 日（土）、酒気を帯びた状態で自家用車を運転していたところ、警察に停車を求められ、呼気検査が行われた結果、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールが検出された。 その後、令和 8 年 9 月 8 日付けで運転免許取消処分を受けた。 このことは、地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する。

【地方公務員法第 33 条】

（信用失墜行為の禁止）

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号】

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合